

新築・増改築時の住居表示新築届出について

建物を新築・増改築・建替した場合、建築確認申請とは別に「住居表示を必要とする建物等の新築届」が必要になります。以前あった建物に住所がついている場合でも、住居表示のお届けは省略できません。

この届出により住居番号が決まり住所を定めることができます。届出されないと住む方の住所が定まらず住民登録ができなくなることがあります。

<届出方法>

○届出人

建物等の関係者（所有者、管理者、占有者、建築業者等）

○必要書類

- ① 新築届（住居表示を必要とする建物等の新築届）
- ② 配置図コピー（寸法入り）
- ③ 各階平面図コピー（寸法入り）
- ④ 立面図コピー（東西南北の4面分）
- ⑤ 案内図
- ⑥ 届出人の本人確認書類（免許証、社員証、保険証など）
郵送の場合は写しを同封してください。

※建売住宅など棟数の多いもの、大きな敷地を分割し住宅を建てる場合などについては、併せて「地積測量図」の添付をお願いする場合があります。

○届出時期

建物等の主要な出入口が完成し、現地調査・実測が可能な状態であれば届出できます。

○受付窓口

市役所1階市民課または各市政センター

郵送での届出も可能です。ファクス、メールでの届出はできません。

○届出後の流れ

届出後、市で現地確認等を行い住所が決定するため、処理には通常2週間程かかります。住所決定後、通知書及び住居番号のプレートを送付いたします。

問い合わせ

武蔵野市市民課市民係 住居表示担当

住所：〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

電話：0422-60-1839